

練馬区福祉のまちづくり推進条例（骨子案）概要

条例の主な内容と特徴

1 [総則]

◆条例の目的

この条例は、練馬区の福祉のまちづくりの推進について、基本理念、推進計画、整備基準および手続その他の事項を定めることにより、だれもが等しく社会参加する機会を確保し、もって安心して快適に暮らし続けることができる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

◆主な定義

「福祉のまちづくり」 だれもが安全かつ円滑に利用できるように、利用者本位の考え方にたって公共的建築物および公共施設等の整備その他必要な措置を講じることにより、安心して快適に暮らし続けることができる地域社会の実現を図ることをいいます。

◆基本理念

練馬区福祉のまちづくり総合計画の基本姿勢である「共感」「協働」「推進」を基本理念として定めます。

2 [推進計画および基本的施策]

◆推進計画

区長は、福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本理念に即して福祉のまちづくりの推進に関する計画を策定するものとします。

3 [整備基準]

◆整備基準

公共的建築物整備基準および公共施設等整備基準については、東京都福祉のまちづくり条例および練馬区福祉のまちづくり整備要綱を踏まえ定めます。

4 [手続]

◆協議申請

公共的建築物で規則に定める用途および規模の整備を行う際には、区長と協議しなければならないものとします。

◆配慮書の概要の公表

協議の際に区長に提出する、公共的建築物整備基準配慮書の概要について、区長は公表することができるものとします。

◆意見聴取

一定規模以上の区立施設または区立公園を新たに整備するに当たっては、あらかじめ、福祉のまちづくりの観点から区民等の意見を聴く機会を設ける制度を定めます。

5 [バリアフリー法に定める委任事項]

バリアフリー法 14 条 3 項の規定に基づき、対象となる建築物の追加、対象規模の引き下げ、基準の付加について定めます。（3 ページ参照）

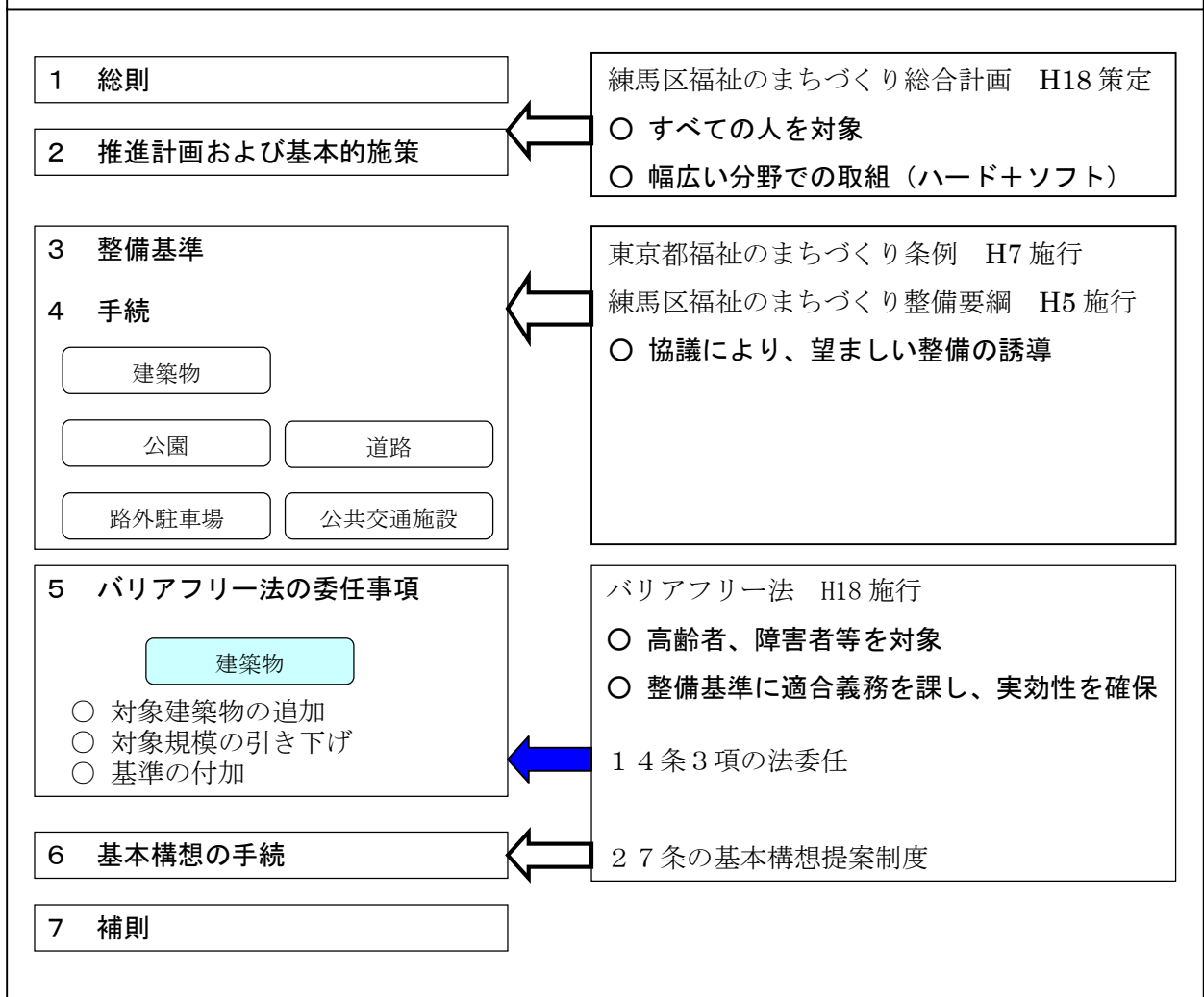
6 [基本構想提案手続]

バリアフリー法 27 条に規定する基本構想の提案制度について必要な手続等を定めます。

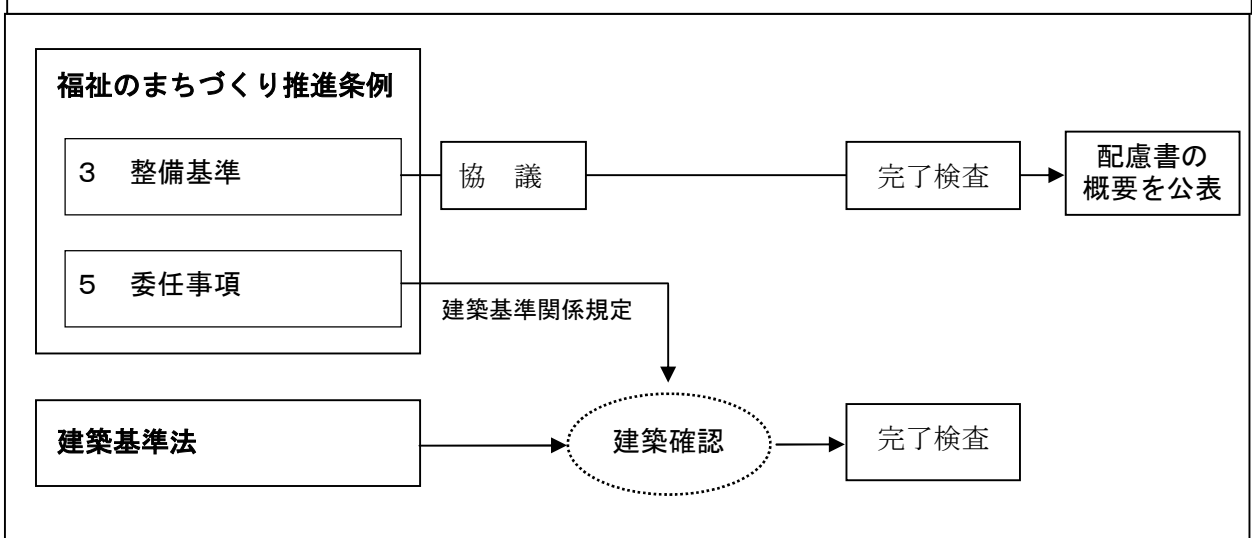
7 [補則]

区の先導的役割、勧告、公表その他の事項について定めます。

条例の構成と法令等との関係イメージ



手続のイメージ



委任事項に関する主な内容

東京都は、バリアフリー法第14条第3項の規定により、東京都建築物バリアフリー条例で、下記の用途と規模の対象となる建築物を建築する際に（これらの用途に変更する場合も含む）移動等円滑化基準の適合を義務付けています。

◆対象となる建築物の用途と規模

○住宅都市という特性を踏まえ、地域生活に密着した用途である以下の特別特定建築物（条例で追加する特定建築物を含む）について、東京都建築物バリアフリー条例よりも床面積の規模を引き下げます。

適合義務の対象用途	対象規模（床面積の合計）	
	練馬区	東京都
<ul style="list-style-type: none"> ・学校 ・病院または診療所（患者の収容施設を有するものに限る。） ・集会場（一の集会室の床面積が200㎡を超えるものに限る。）または公会堂 ・保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署 ・老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの ・老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの ・博物館、美術館または図書館 ・車両の停車場または船舶もしくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降または待合いの用に供するもの ・公衆便所 	全ての規模	
<ul style="list-style-type: none"> ・診療所（患者の収容施設を有しないものに限る。） ・百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 ・飲食店 ・郵便局または理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 	200㎡ 以上 ※1	500㎡ 以上
<ul style="list-style-type: none"> ・自動車の停留または駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。） 	500㎡以上	
<ul style="list-style-type: none"> ・劇場、観覧場、映画館または演芸場 ・集会場（すべての集会室の床面積が200㎡以下のものに限る。） ・展示場 ・ホテルまたは旅館 ・体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設または遊技場 ・公衆浴場 ・料理店 	1,000㎡以上	
<ul style="list-style-type: none"> ・共同住宅 	1,000㎡ 以上 ※2	2,000㎡ 以上
<ul style="list-style-type: none"> ・公共用歩廊 ・複合建築物 	2,000㎡以上	

※1 200㎡以上500㎡未満のものに適用される整備基準は限定されます。

※2 1,000㎡以上2,000㎡未満のものに適用される整備基準は限定されます。

◆建築物移動等円滑化基準の付加

○東京都建築物バリアフリー条例で付加している建築物移動等円滑化基準のほか、主に以下の建築物移動等円滑化基準を付加します。なお、建築物の用途や規模に応じて、適用する基準は異なります。

廊下等	安全に歩行するために必要な高さ・空間を確保する。
便 所 ※3	段差を設けない。
	1以上の大便器を腰掛便座とする。
	1以上の大便器のある便房に手すりを設置する。
	フィッティングボードその他の立って着替えのできる設備を設置する。 ※4
	介護用ベッドその他の着替えのできる設備を設置する。 ※5
敷地内通路	安全に歩行するために必要な高さ・空間を確保する。
移動等円滑化経路等	エレベーターのかご等の出入口にガラス窓を設置する。
	敷地内通路に排水溝、集水ますを設けない。

※3 共同住宅は適用外

※4 下記の表の用途のうち規模が2,000㎡以上のものが適用になります。

※5 下記の表の用途のうち規模が5,000㎡以上のものが適用になります。

幼稚園
病院または診療所
劇場、観覧場、映画館または演芸場
集会場または公会堂
展示場
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
ホテルまたは旅館
保健所、税務署その他不特定かつ多数のものが利用する官公署
老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設または遊技場
博物館、美術館または図書館
飲食店
郵便局または理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗